

令和3年7月1日から

[令和3年1月発行]
舞鶴市市民文化環境部環境対策室

ごみ処理手数料が変わります

ごみの減量とリサイクルは、私たちが今できる環境問題への身近な取り組みです。

舞鶴市のごみ量は年々少なくなっていますが、市民1人1日あたりのごみ量を見ると、まだまだ減量やリサイクルの取り組みが必要な状況にあります。

ごみの有料化は、出すごみの量に応じて手数料を負担していただく仕組みです。今回の見直しは、有料化の対象を不燃ごみにも拡大して、ごみの減量やリサイクルをさらに進めようとするものです。

また、この見直しに合わせて、ペットボトルなどの一部のごみ品目について収集回数の拡充等も行います。舞鶴の環境をより良いかたちで次の世代に継承し、市民の将来的なごみ処理の費用負担をできるだけ小さくするため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和3年7月1日からの指定ごみ袋の価格（手数料額）

埋立ごみ 新規

桃色の 指定ごみ袋 (平型)		20 ^{リットル}	30 ^{リットル}	45 ^{リットル}
	価格 (10枚あたり)	200円	300円	450円

ペットボトル・プラスチック容器包装類 新規

無色透明の 指定ごみ袋 (平型)		20 ^{リットル}	30 ^{リットル}	45 ^{リットル}
	価格 (10枚あたり)	160円	240円	360円

可燃ごみ 家庭用 値上げ

	10 ^{リットル}	20 ^{リットル}	30 ^{リットル}	45 ^{リットル}	90 ^{リットル}
見直し後の価格 (10枚あたり)	100円	200円	300円	450円	900円 事業用と兼用
(令和3年6月末 までの価格)	(80円)	(170円)	(260円)	(400円)	(395円) ※5枚の価格

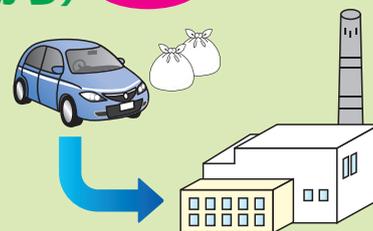
事業用 値上げ

	45 ^{リットル}	70 ^{リットル}	90 ^{リットル}
見直し後の価格 (10枚あたり)	450円	700円	900円
(令和3年6月末 までの価格)	(400円)	(620円)	(790円)

直接搬入にかかる受付手数料 (令和3年7月1日から) 新規

	清掃事務所	リサイクルプラザ
金額	200円(1回)	400円(1回)

- 家庭ごみは、指定ごみ袋でなくても搬入できます。
- 地域のごみ集積所にやむをえず排出できない場合は、搬入受付手数料を免除します。
(搬入受付手数料の免除には、事前の登録が必要です。詳細は4ページをご覧ください。)



令和3年7月1日から **ごみが出しやすくなります**

- ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集を行います。
- 高齢者等へのごみ出し支援戸別収集を実施します。
- 在宅医療で発生するごみが出しやすくなります。

詳細は3ページをご覧ください。

目次

ごみの出し方	P2
ごみが出しやすくなります	P3
直接搬入時の手数料	P4
Q & A	P5
舞鶴市のごみ処理の状況	P6
手数料見直しの考え方	P7
さらなるごみ減量に向けて	P8



ごみ集積所へのごみの出し方(令和3年7月1日から)

新たな指定ごみ袋のサイズや金額は表紙に記載しています。

● 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類

埋立ごみ

桃色の指定ごみ袋(平型)

ペットボトル・プラスチック容器包装類(兼用)

無色透明の指定ごみ袋(平型)

- 指定ごみ袋取扱店で購入した指定ごみ袋に入れて、不燃ごみ、またはペットボトル・プラスチック容器包装類の収集日に地域のごみ集積所へ出してください。
- 傘は50センチ以上であっても、埋立ごみとして指定ごみ袋に入れて地域の不燃ごみ集積所に排出できます。
- 指定ごみ袋に入らないサイズのごみは、粗大ごみとして
 - ①戸別収集を依頼する(手数料券を別途購入)か、
 - ②リサイクルプラザに直接搬入してください(搬入受付手数料が必要)。
- ペットボトルとプラスチック容器包装類は同じ指定ごみ袋ですが、分別して別々の袋に入れて出してください。
- 不燃ごみ用の指定ごみ袋は、令和3年5月頃から指定ごみ袋取扱店で販売します。



令和3年7月1日からは、指定ごみ袋以外で地域の集積所にごみを出すことはできません。

● 可燃ごみ

家庭用

黄色の指定ごみ袋

事業用

緑色の指定ごみ袋

- 可燃ごみの指定ごみ袋の仕様(デザインや色、サイズ)の変更はありません。
- 令和3年6月末までに購入し、7月以降余っていた指定ごみ袋は引き続きご使用いただけます。
- 草・庭木だけでいっぱいになった指定ごみ袋について、45ℓ3袋まで地域の集積所に出せるようになります。

指定ごみ袋の在庫には限りがありますので、

買いだめをしないようにしてください。

● 有料化対象外のごみ(金属類、飲料用空缶類、食用びん類、有害ごみ、紙類(資源ごみ))

これまでどおりの方法でごみを出してください。

● ごみ処理手数料が免除されるごみ

- 在宅医療で発生するごみの一部→詳細は3ページをご覧ください。
- 紙おむつ類、ボランティア清掃で回収したごみ→これまでどおり、専用ごみ袋を無料交付します。
- 清掃事務所、リサイクルプラザへ直接搬入するごみ(家庭ごみに限る。)→詳細は4ページをご覧ください。

リサイクルプラザからのお願い

リサイクルプラザに運び込まれたプラスチック容器包装類は、無色透明の袋から出され、手作業で中身を確認し異物を取り出しています。

無色透明の袋の中にさらに小袋などに入れて包まれているものは中身を確認しなくてはならず、一度取り出す必要があります。

小袋に詰め込まずに出してください。





ごみが出しやすくなります(令和3年7月1日から)

● ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集の実施 **新規**

家庭ごみの中でも排出量が多く、家庭での保管スペースが必要となるペットボトルとプラスチック容器包装類について、月2回収集を実施します。

- ペットボトル・プラスチック容器包装類のみの収集日は、普段ご利用の不燃ごみ集積所と同じ場所で収集します。ただし、集積所看板やコンテナ等の資材配布はありません。
- 指定ごみ袋へは、ペットボトルとプラスチック容器包装類を分別して、別々の袋に入れて出してください。
- 収集日については、令和3年度版「舞鶴市ごみ分別ルールブック」でお知らせします。(令和3年3月発行予定)
- 月2回収集を希望されない自治会は、申し出により対応します。
- ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収ボックスは、令和3年6月末をもって廃止します。

令和3年7月1日からの収集日の組み合わせ

第1週の不燃ごみ収集の地域

不燃ごみ	収集日	第1月曜	第1火曜	第1水曜	第1木曜	第1金曜
ペット・プラ容器類のみ	収集日	第3月曜	第3火曜	第3水曜	第3木曜	第3金曜

第2週の不燃ごみ収集の地域

不燃ごみ	収集日	第2月曜	第2火曜	第2水曜	第2木曜	第2金曜
ペット・プラ容器類のみ	収集日	第4月曜	第4火曜	第4水曜	第4木曜	第4金曜

第3週の不燃ごみ収集の地域

不燃ごみ	収集日	第3月曜	第3火曜	第3水曜	第3木曜	第3金曜
ペット・プラ容器類のみ	収集日	第1月曜	第1火曜	第1水曜	第1木曜	第1金曜

第4週の不燃ごみ収集の地域

不燃ごみ	収集日	第4月曜	第4火曜	第4水曜	第4木曜	第4金曜
ペット・プラ容器類のみ	収集日	第2月曜	第2火曜	第2水曜	第2木曜	第2金曜

● 高齢者等ごみ出し支援戸別収集 **新規**

利用料金のめやす **500円** ※税別
(可燃ごみ4回 不燃ごみ1回/月)

自らごみ出しができず、ホームヘルプサービスを利用している高齢者や障害のある人で、一定の要件を満たした人を対象に、収集業者による戸別収集を実施します。

- ※利用者は月ごとに利用料金を収集業者へお支払いください。
- ※粗大ごみや引っ越しに伴う大量のごみは対象外です。



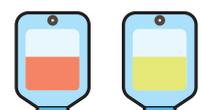
● 在宅医療で発生するごみの排出支援 **新規**

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のプラスチック製のごみについて、ごみを排出しやすいよう、次のとおり排出方法を見直します。

- ① これまでは不燃ごみとしてリサイクルプラザへの直接搬入でのみ受け入れていましたが、可燃ごみとして地域の可燃ごみ集積所に出せるようになります。
- ② 可燃ごみで出せるものは、紙おむつ専用ごみ袋の交付申請と同様の手続きをしていただくことで、ごみ処理手数料を免除します。

- ※1人年間100枚(腹膜透析バッグ利用者は年間200枚)の専用ごみ袋を交付。
- ※生活環境課、西支所、加佐分室、各公民館等で申請できます。

- ③ 吸たん機などの機器類は不燃ごみ集積所へ出せるようになります。



点滴・透析バッグ



たんの吸引チューブなど

新たに可燃ごみとして出せるようになるもの



ごみの直接搬入には受付手数料がかかります

令和3年7月1日から、清掃事務所とリサイクルプラザへごみを直接搬入する際には受付手数料が必要になります。搬入ルール等の詳細は下記のとおりです。

● 搬入受付手数料導入の経過

ごみの直接搬入の台数は、20年前と比べ、清掃事務所は約3.8倍、リサイクルプラザは約2.1倍となっています。

このため、受付や誘導のための人員配置等に多額の費用がかかっており、また施設周辺道路で度々渋滞が発生するなど、施設周辺の環境悪化が懸念されています。

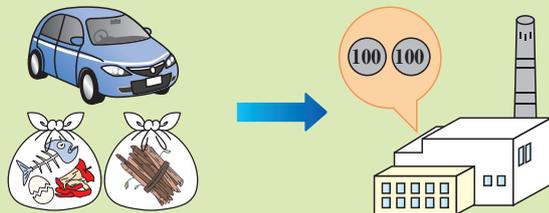
こうした状況を改善するため、今回、受付手数料を導入するものです。

清掃事務所への 直接搬入台数	
平成11年度	約6万8千台
令和元年度	約25万8千台

リサイクルプラザへの 直接搬入台数	
平成11年度	約6万4千台
令和元年度	約13万6千台

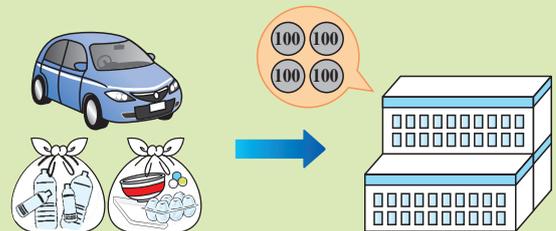
● 清掃事務所への直接搬入

- 直接搬入に係る受付手数料 **200円/回**
- 家庭ごみは指定ごみ袋でなくても搬入できます。
- **中身の見える透明・半透明の袋** (90ℓまでのサイズ) で出してください。
- 事業所のごみは、引き続き指定ごみ袋で搬入してください。



● リサイクルプラザへの直接搬入

- 直接搬入に係る受付手数料 **400円/回**
- 指定ごみ袋でなくても搬入できます。
- ペットボトル、プラスチック容器包装類は**無色透明の袋**で出してください。
- 埋立ごみは**中身の見える透明・半透明の袋**で出してください。



朝8時までにごみを排出できない方の事前登録による搬入受付手数料の免除について

世帯全員の方が、仕事や通院等で地域で定められた時間から朝8時までにごみを排出できない場合は、搬入受付手数料を免除します。**(この場合は、指定ごみ袋で搬入してください)**。

上記の事由による免除には、清掃事務所又はリサイクルプラザへの**事前の登録**が必要になります。

登録には職場の証明書等を提出いただくとともに、聞き取りを行い免除要件に該当するか確認したうえで、登録証を発行しますので、施設への搬入時に登録証を提示してください。

※清掃事務所へ搬入する下記の場合も、搬入受付手数料を免除します。

- 「新聞」「段ボール」「その他の紙」のみを搬入する場合
- 紙おむつ類、在宅医療で発生する一部のごみのみを専用ごみ袋で搬入する場合



回数券の販売について

搬入受付手数料の導入に合わせて、清掃事務所、リサイクルプラザ共通で使用できる回数券を令和3年7月1日から、両施設で販売します。料金收受等でお待たせすることなく受付が可能になります。



手数料の見直しに関するQ&A

Q1 新たなごみ処理手数料の収入はどのように使われますか？

A 手数料収入はごみ袋の作製、ごみの収集・運搬、ごみの焼却など、ごみ処理に係る費用に充てることとなります。

Q2 不燃ごみの手数料については、1カ月あたりでどれくらいの負担になりますか？

A 市のごみ量をもとに試算すると、2人世帯で1カ月にペットボトルを1袋、プラスチック容器包装類を2袋、埋立ごみを1袋出す場合、153円の負担となります。

Q3 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の指定ごみ袋はどこで買えますか？

A 市内のスーパーやホームセンター等の舞鶴市指定ごみ袋取扱店で販売します。販売開始は、令和3年5月頃となります。

Q4 缶やびん、金属、有害ごみはどうなりますか？

A 今回の有料化の対象ではありません。ごみ集積所へのごみの出し方や収集回数はこれまで通りです。

Q5 指定ごみ袋以外の袋で不燃ごみ集積所に出された不燃ごみはどうなりますか？

A 指定ごみ袋以外の袋で出された不燃ごみは収集しません。注意喚起のため、収集できない理由を示したシールを貼り、不燃ごみ集積所に取り残します。

Q6 これまで使っていた無色透明の袋や中身の見える透明・半透明の袋はどうすればいいですか？

A 令和3年7月以降は、地域のごみ集積所へ出す時には使用できませんので、使い切れる分を購入するようにしてください。なお、生ごみを一時的にまとめる内袋としては引き続きご利用いただけます。

Q7 指定ごみ袋に入れて、施設にごみを持ち込む場合も搬入受付手数料はかかるのですか？

A 指定ごみ袋で持ち込まれた場合も搬入受付手数料はかかりますので、ご注意ください。

Q8 搬入受付手数料の支払いにクレジットカードやキャッシュレス決済は使用できますか？

A 現金もしくは回数券となります。つり銭の用意に限りがありますので、5千円札や1万円札の高額紙幣の使用はできるだけご遠慮ください。

Q9 これまで、リサイクルプラザへ発泡スチロールや発泡トレーを分別して持ち込んでいましたが、プラスチック容器包装類に入れるのですか？

A 直接持ち込まれる場合は、これまでどおり分別してください。7種9分別よりさらに細かい分別をお願いしていますので、詳しくは「舞鶴市ごみ分別ルールブック」をご覧ください。

Q10 指定ごみ袋にペットボトルを潰したり切ったりして入れても大丈夫ですか？

A ペットボトルは、リサイクルするために機械で圧縮・梱包して引き渡します。潰れた状態では梱包できないため、できるだけ潰さずに出してください。また、切断されるとリサイクルの品質基準を満たさなくなるため、切断はしないでください。

Q11 自治会に加入していない人へはどのように周知するのですか？

A 窓口でこのチラシを配布するほか、市ホームページにも掲載します。そのほか、広報まいづるやメール配信、SNS等を活用し、周知する予定です。また、マンションやアパートの管理者から要望があれば、必要な部数のチラシをお渡しします。

Q12 事業者が排出する不燃ごみの出し方は変わりますか？

A 事業者が排出する不燃ごみは産業廃棄物となりますので、これまでから地域のごみ集積所へ出したり、リサイクルプラザへ持ち込んだりすることはできません。このため今回の手数料見直しの対象ではありません。

Q13 可燃ごみの手数料値上げや不燃ごみの有料化で不法投棄が増えませんか？

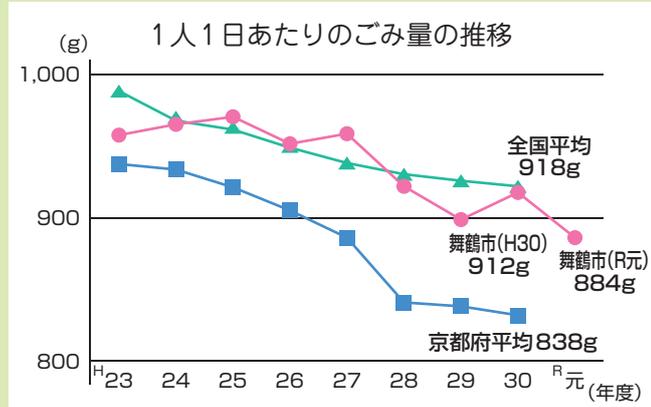
A 不法投棄防止の取り組みとして、不法投棄防止パトロールの実施や啓発看板の提供などを継続していきます。



舞鶴市のごみ処理の状況

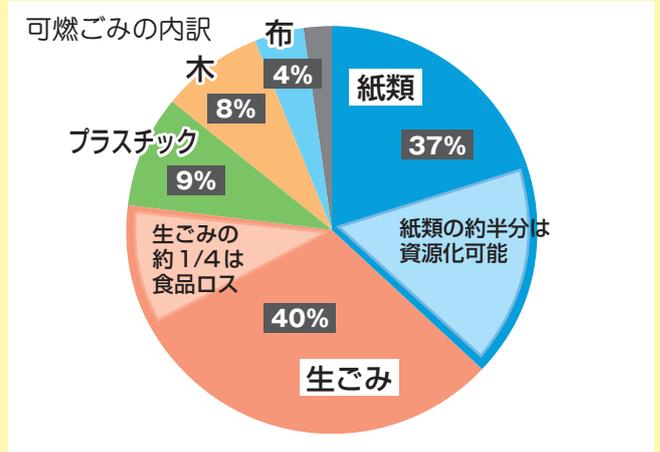
1人1日あたりのごみ量

ごみの量は少なくなっていますが、まだまだ減量の余地があります。国では、令和7年には1人1日あたりのごみ量を850gまで減らすことを目標としています。



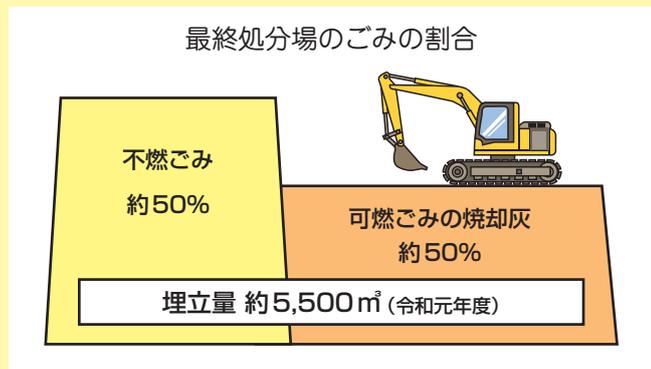
可燃ごみの内訳

可燃ごみの中には、資源化できる紙が20%、まだ食べられる食品、いわゆる食品ロスが10%、また資源化できるプラスチック製の包装・袋も多数含まれています。



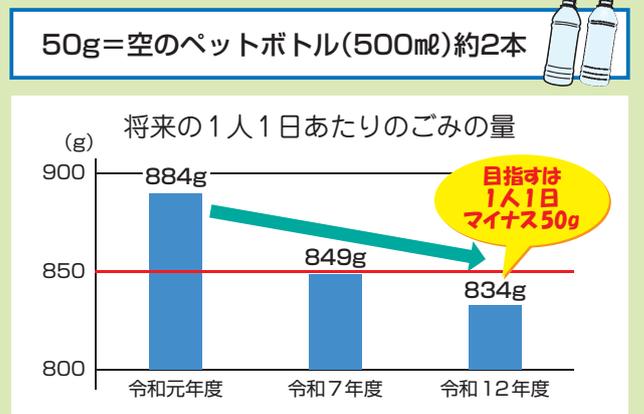
埋立量(最終処分量)の現状

分別されていないごみや、資源化できない不燃ごみは最終処分場に埋立することになります。埋立量に占める不燃ごみの割合は約50%であり、不燃ごみを減らすことは、最終処分場の延命につながります。



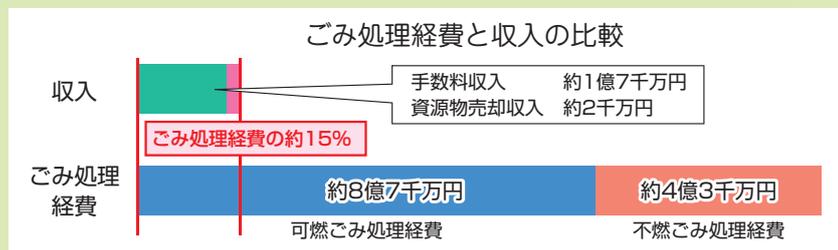
ごみ減量 10年で50g減を目指して

本市の1人1日あたりのごみ量については、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会から令和7年度には849g、令和12年度には834g(令和元年度比でマイナス50g)までの減量を目標とする答申を受けています。



ごみ処理経費と収入

舞鶴市のごみ処理経費は年間約13億円。これに対して、可燃ごみ指定ごみ袋等の手数料収入は約1億7千万円で経費の13.1%、資源物の売却収入は約2千万円で経費の1.5%となっています。



ごみ処理施設の大規模工事予定

- 清掃事務所の長寿命化工事 **約38億円**
- 最終処分場の増設工事 **約15億円**

リサイクルプラザも **大規模改修** が必要

※H28~H30年度の3年間の平均



ごみ処理手数料見直しの考え方

● 手数料見直しの目的

ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルを進めるための仕組みであり、その収入はごみ処理体制の維持やごみ処理における市民サービスの充実を図るための財源になっています。また、ごみ量の多い人と少ない人との公平性を図るための仕組みでもあり、全国の約64%の自治体で実施しています。

● 3R (発生抑制・再利用・資源化) の推進

ものを大切に使う、使い捨ての商品を買わない、しっかりと分別するなど、ごみの減量や分別が生活に定着することを推進します。

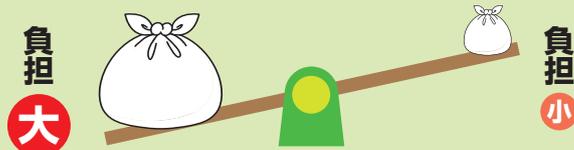


欲しい人に譲ろう

繰り返し使えるものを選ぶ

● ごみの量に応じた公平な費用負担

たくさんごみを出す人にはより多くの費用を負担していただき、ごみの減量やリサイクルに取り組む人には負担が少なくなる仕組みにより、ごみ処理に要する費用を公平に負担することができます。



● ごみ処理体制の維持、市民サービスの充実

ごみ処理手数料は、ごみ処理体制の維持やごみ処理における市民サービスの充実を図るための財政的な基盤となっています。



● 目指すところ

今回の見直しは、将来の世代がより良い自然環境や資源の恩恵を受け生活できるように、今の世代の暮らし方や経済活動を少し見直しいただき、ごみの減量や分別をさらに進めることを目指すため実施するものです。



ハイムーン工房のホームページより

● 手数料について

● ごみ処理手数料 (指定ごみ袋の算定について)

本市のごみ処理費用、他市の手数料水準、市民の皆様の負担感を考慮し、可燃ごみについては、現在よりも約10%値上げ、埋立ごみについては、ごみの適正な分別促進を図るために可燃ごみと同額にしています。また、ペットボトルとプラスチック容器包装類につきましては、プラスチックごみの分別を進めることを考慮し、可燃・埋立ごみよりも約20%減額しています。

● 搬入受付手数料の算定について

清掃事務所やリサイクルプラザへの搬入受付や分別指導など、施設の受け入れ体制に要する費用をもとに算定しています。



さらなるごみ減量に向けて ~今日からできるごみ減量のススメ~

不燃ごみの減量

不要品、欲しい人がいませんか



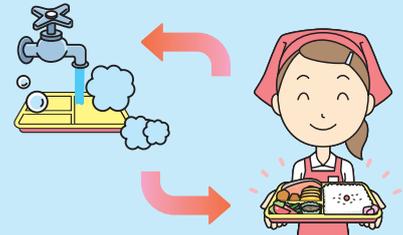
自分にとっては不要でも、誰かが必要としているかも。フリーマーケットやバザーを活用して必要な人に使ってもらおう。

修理やリメイクで長く使おう



壊れてもそのまま捨てるのではなく、修理してできるだけ長く使おう。

使い捨てより繰り返し使えるものを



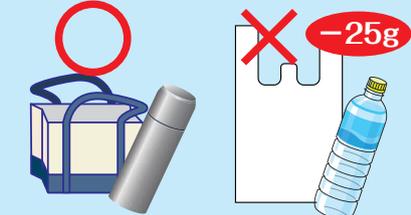
物を買うときには、使い捨て（ワンウェイ）ではなく、繰り返し使える（リターナブル）ものを選ぼう。

包装の少ない商品=ごみも少ない



できるだけ包装の少ない商品を選んで、プラスチックごみを減らそう。
(トレー1枚減で5g削除)

マイバッグ・マイボトルを当たり前



いまやマイバッグは当たり前。繰り返し使えるマイボトルを持ち歩き、使い捨て容器のごみを減らそう。
(ペットボトル(500ml)1本減で25g削除)

詰め替え用品でプラごみ大幅減



ボトルごと買い替えるのではなく、詰め替え用の商品を選ぼう。
(ボトル→詰め替えで50g削除)

可燃ごみの減量

買い物前の確認で買いすぎ防止



買い物前に冷蔵庫の中身を確認。必要な分だけ買おう。

すぐ使うものは手前どりで食品ロス削減



すぐ使うものを買う時は、期限が迫っている手前のものをとることで、廃棄されるごみを減らせます。

生ごみはぎゅっと絞って減量



生ごみはしっかりと水切りしよう。イヤなおいも抑えられます。
(大きじ1杯分の水切りで15g削除)

2つの“期限”を正しく理解しよう

消費期限

安心して食べることができる期限
→期限を過ぎたら

**食べないほうが
いい**

賞味期限

美味しく食べられる期限
→期限を過ぎても

**すぐ食べられなく
なるわけではない**

まだ食べられるものを捨てていませんか？期限を正しく理解し、買ったものは使い切ろう。

混ぜればごみ、分ければ資源

紙ごみ



プラスチック製の 包装・袋



資源となるものはしっかりと分別して、ごみ減量とリサイクルに取り組もう。

お問い合わせ

このチラシの掲載内容

生活環境課 ☎66-1005

施設への直接搬入に関する詳細

清掃事務所 ☎63-1614

リサイクルプラザ ☎64-7222

令和3年1月発行 舞鶴市